

寄附金に関する税制優遇措置について

当社は、所得税法施行令第 217 条第 1 項第 3 号及び法人税法施行令第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる公益財団法人であり、公益の増進に著しく寄与する法人です。当公社への寄附金は以下のような税法上の優遇措置が適用されます。

1 個人からの寄附

(1) 所得税に対する寄附金の所得控除
寄付金額－2,000 円＝所得控除額 (所得金額－所得控除額) × 所得税率＝所得税額 ※寄付金額のうち、所得控除額は総所得金額等の 40%相当額が限度となります。
(2) 所得税に対する寄附金の税額控除
現在、当社は税額控除対象法人の要件を満たしていないため、税額控除は適用となりません。
(3) 住民税に対する寄附金の住民税控除
① 都道府県民税 (寄附金額－2,000 円) × 4%＝住民税控除額 寄附金を支出した年の翌年 1 月 1 日現在、群馬県にお住まいの方（住民票が群馬県内にある方）は適用を受けることができます。
② 市町村民税 (寄附金額－2,000 円) × 6%＝住民税控除額 寄附金を支出した年の翌年 1 月 1 日現在、群馬県前橋市、群馬県高崎市及び群馬県桐生市にお住まいの方（住民票がそれぞれの自治体にある方）は適用を受けることができます。 ※①及び②が重複される場合は（寄附金額－2,000 円） × 10%＝住民税控除額となります。
(4) 優遇措置の手続き
所得税の確定申告、若しくは寄附金を支払った年の翌年 1 月 1 日現在の住所所在の群馬県内の市町村に対する簡易な申告「市町村税・都道府県税寄附金税額控除申告書」が必要です。また申告には当公社の発行する寄附金受領証明書が必要となりますので大切に保管してください。 ※寄附金受領証明書は再発行いたしません。

2 法人からの寄附

(1) 法人が支出した寄附金の損金算入
当公社に対する寄附金は、一定の損金算入限度額に相当する金額まで、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。なお、詳しくは最寄りの税務署にてご確認ください。
(2) 優遇措置の手続き
寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告が必要です。また申告には当公社の発行する寄附金受領証明書が必要となりますので大切に保管してください。 ※寄附金受領証明書は再発行いたしません。

[お願い]

税制は、都度改正される場合がありますので、確定申告の詳細は最寄りの税務署、個人住民税控除については、群馬県、前橋市、高崎市、桐生市へお尋ねいただきますようお願いいたします。

(公財) 前橋市まちづくり公社